

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	学生カード	
機関の名称	国立大学法人北海道国立大学機構 北見工業大学	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教務課	
個人情報ファイルの利用目的	学生生活の管理及び学生の保護者等への緊急時の連絡に利用する	
記録項目	1 学科、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 入学後の住所、 6 本人最終学歴、7 非常時の連絡先、8 家族構成、 9 大学へ希望する配慮・支援、10 法定伝染病に関する調査	
記録範囲	本学在学者	
記録情報の収集方法	入学手続書類とともに提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 国立大学法人北海道国立大学機構	
	(所在地) 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第20条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受け組織の名称及び所在地	(名 称) 国立大学法人北海道国立大学機構 (所在地) 〒080-8555 北海道帯広市稲田町西 2 線 11
個人情報ファイルが情報公開法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会が与えられる旨	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受け組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	登録人数：約 2,000 人

注 1 この様式中「法」とは個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)をいう。

注 2 この様式中「令」とは個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)をいう。